教育・保育給付認定における

利用者負担額(保育料)・副食費のしおり

目次

▼子どもの区分が1~3号認定共通

市区町村民税額を確認できない場合の算定について

▼子どもの区分が3号認定 & 2号認定(2歳児クラス)の方はこちら

利用者負担額(保育料)の算定について

▼子どもの区分が1号認定 & 2号認定(3~5歳児クラス)の方はこちら

副食費の徴収免除について

·····1ページ

・・・・・・2~3ページ

……4ページ

通知の 中段右側

【★注】印がついていませんか?

市民税額 毎年確認

【★注】印がついている場合の手続きについて

利用者負担額(保育料)や副食費免除の算定に必要な方の市民税額が確認できない場合、通知の中段右側【第●子認定】の下部に【★注】印がついています。その場合、**利用者負担額(保育料)が最高額でのお支払いとなることがあります。また、「副食費の徴収免除」の取り扱いができないことがあります**。

該当されている場合、以下のお手続きをすみやかに行ってください。

◇令和6年1月1日時点に住民票が<枚方市>にあった方

利用者負担額(保育料)や副食費免除の算定にあたり、保護者の<u>市民税申告手続き(令和6年度)</u>が必要です。再算定等を行いますので、<u>申告手続きが完了し次第</u>、枚方市役所保育幼稚園入園課までご連絡ください。

<よくあるご質問>

Q:通知に【★注】の記載があるけど、誰の分の市民税申告が必要なの?

A:無収入の方や非課税所得(育児休業給付・児童手当等)のみの方などで、未申告の方の分はお手続きが必要です。

☆令和6年度(令和5年中収入分)の市民税申告手続きは枚方市役所市民税課にて行ってください。

◇<u>令和6年1月1日時点</u>に住民栗が<枚方**市外**>にあった方

利用者負担額(保育料)や副食費免除の再算定等を行いますので、父母の次のいずれかの 書類を保育幼稚園入園課に提出してください(郵送可)。

- 市区町村民税課税証明書《令和6年度》(税額控除の内訳の記載があるもの・課税されている市区町村にて発行・発行手数料有料)
- 「個人番号(マイナンバー)提供の届出書」(市指定様式・窓口やHPにて配付) ※無収入の方や非課税所得(育児休業給付・児童手当等)のみの方などで未申告の場合は、再算定等ができません。令和6年 1月1日時点にお住まいの市区町村にて事前に税の申告手続きを済ませたうえでご提出ください。

◇海外で収入を受けられていた場合は、お問い合わせのうえ、給与証明【記載必要事項: 給与、賞与、課税対象となる諸手当、社会保険(本人負担分)】 等の資料を枚方市役所保育幼稚園入園課までご提出ください。

利用者負担額(保育料)の算定について

子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額(保育料)は、世帯にかかる市区町村民税額、児童の教育・保育給付認定の内容、兄弟姉妹の有無に応じて決定します。<u>枚方市では、生計を一にする第2子以降の利用者負担額</u> (保育料)の無償化を実施しています(枚方市独自の多子軽減)。

【参考国基準】保育所、幼稚園等を利用する子どものうち2番目の子どもは半額、3番目以降の子どもは無料。

- ※ 市区町村民税の所得割額が父母合算で57,700円未満の世帯については、年齢による制限を撤廃。
- ※ 市区町村民税の所得割額が父母合算で 77,101 円未満の在宅障害児(者)がいる世帯やひとり親世帯等については、 生計を一にする1番目の子どもを半額、2番目以降の子どもを無料。

1 利用者負担額(保育料)の算定

※令和6年度分市区町村民税所得割額は、令和6年度税制改正における**定額減税後**の額を算定の基礎とします。

- (1) 利用者負担額(保育料)は、次ページの利用者負担額表をご覧ください。
- (2) 利用者負担額(保育料)は、4月分から8月分までは「前年度分」の父母市区町村民税額を基礎として、9月分から3月分までは「当該年度分」の父母市区町村民税額を基礎として算定します。市区町村民税額の修正申告があり、その旨の申し出があった場合は更生決定処分日の翌月から保育料を変更します。
- (3) ひとり親世帯で祖父母と同居の場合や別居でも祖父母が父又は母を扶養している場合等は、父又は母の給与収入が103万円未満かつ祖父又は祖母の年収が300万円以上の場合は、いずれか高い方を世帯員に含めて算定します。祖父又は祖母の年収が300万円以上の場合で、父又は母が今後も月額86,000円以上の収入が見込まれる場合については、86,000円以上の連続した3ヶ月分の収入実績を証する書類(就労証明書等)の提出および保育料変更の申し出を行えば、当該年度に限り、直近の実績月の翌月分保育料から変更します。
- (4) 利用者負担額(保育料)は、再算定の申し出があった年度内分に限り、遡って再算定します。
- (5) 在宅障害児(者)がいる世帯やひとり親世帯等で市区町村民税の所得割額が世帯で77,101円未満の子どもについては、利用者負担額(保育料)の軽減(半額)を行います。

2 市区町村民税額の確認方法について

市が公簿等により市区町村民税額を確認します。市区町村民税の申告等をされていない場合など、公簿等で利用者負担額(保育料)の決定に必要な方の市民税額が確認できない場合は、最高階層での利用者負担額(保育料)をご負担いただくことがあります。また、枚方市独自の多子軽減を適用できない場合があります。収入がなく、非課税の場合であっても、利用者負担額(保育料)算定のため、市区町村民税の申告等が必要となりますので、本誌1ページをご参照いただき、すみやかにお手続きを行ってください。

3 支払方法等

- (1) 保育所(園)、公立小規模保育事業実施施設
- ・枚方市への支払いとなります。
- ・利用者負担額(保育料)の支払いは、口座振替でお願いします。月末(12月は25日)にご指定の口座から振替します。(金融機関等が休みの場合は翌営業日)。口座振替開始までは、市が発行する納付書でお支払いください。口座振替の申込みはお取り扱いのある金融機関にてご提出ください。
- (2) 認定こども園、私立小規模保育事業実施施設
- ・直接、利用施設等へのお支払いとなりますので、お支払方法等は、各施設等にお問い合わせください。

4 利用者負担額(保育料)を滞納した場合

郵送での督促状や保育所(園)等を通じての催告書の送付、地方税法の例により<u>滞納処分(給料、預金、不</u>動産等の差押等)を行う場合があります。また、延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

利用者負担額(保育料)に滞納のある世帯については、保育利用のお申し込みに関して、利用調整(選考)に係る点数の減点を行うため、兄弟姉妹の方の利用調整(選考)において不利な扱いとなる場合があります。

利用者負担額(保育料)表 ※金額は、上段が保育標準時間、下段が保育短時間

各月の初日における 教育・保育給付認定保護者の属する世帯の区分		階層区分	利用者負担額(月額) 単位:円
被保護者世帯等		1	0
市区町村民税非課税世帯		2	0
市区町村民税所得割非課税世帯		3	6, 500
(2階層に掲げる者を除く。)			6, 300
市区町村民税の所得割が次に掲げる額である世帯(他の階層の世帯を除く。)	10,000 円未満	4-1	9,000
			8, 800
	10,000 円以上	4-2	10, 300
	19,000 円未満		10, 100
※定にでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	19,000 円以上	4-3	11, 500
	44,000 円未満	1 0	11, 300
	44,000 円以上	4-4	13, 700
	53,000 円未満		13, 400
	53,000 円以上	4-5	16, 000
	70,000 円未満		15, 700
	70,000 円以上	4-6	21, 000
	83,000 円未満	1 0	20, 600
	83,000 円以上	4-7	25, 500
	115,000 円未満		25, 000
	115,000 円以上	4-8	28, 000
	142,000 円未満		27, 500
	142,000 円以上	4-9	36, 000
	190,000 円未満		35, 300
	190,000 円以上	4-10	39, 000
	235,000 円未満	4 10	38, 300
	235, 000 円以上 304, 000 円未満	4-11	44, 000
			43, 200
	304, 000 円以上 346, 000 円未満	4-12	46, 500
			45, 700
	346,000 円以上	4-13	50, 600
	446,000 円未満		49, 700
	446,000 円以上	4-14	52, 000
			51, 100

- ※ 前年度の末日における満年齢が3歳以上である場合の利用者負担額(保育料)は無料です。
- ※ 枚方市独自の多子軽減による第2子以降は無料となります。ただし、**市区町村民税が未申告等により確認できない場合は、枚方市独自の多子軽減を適用できない場合があります。この場合、国基準の多子軽減が適用され、枚方市独自の多子軽減による第2子以降の子どもであっても最高階層での料金を適用する場合があります**(国基準の多子軽減が適用され第2子認定となる場合は表に定める額の半額となります)。本誌1ページをご覧いただき、すみやかにお手続きを行ってください。
- ※ 市区町村民税所得割の世帯合算額が77,101 円未満であるひとり親世帯、在宅障害者(児)世帯等については、 表に定める額の半額となり、国が定める基準により上限が9,000 円となります。
- ※ 被保護世帯等には、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯及び児童福祉法(昭和 22 年法律 第 164 号)による里親、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯が含まれます。
- ※ 自己の都合によらないものや傷病による離職、災害などにより世帯の負担能力に著しい変動が生じ、徴収金等の負担が困難であるなどの場合、当該世帯について仮定の市区町村民税額により階層区分の認定を行う場合があります。

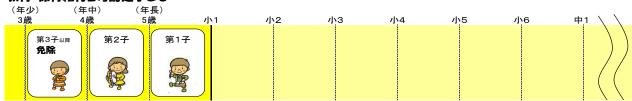
1号認定 & 2号認定(3~5歳児クラス)の方はこちら

副食費徴収免除について

以下の要件に該当する児童については、利用する施設に支払う副食費(おかず代)の徴収が免除されます。

- ① :市区町村民税所得割額 57,700 円未満(※)世帯の子ども(国基準)
 - ※ ひとり親世帯や、在宅障がい児(者)がいる世帯については、市区町村民税所得割額77,101円未満までの子どもが免除対象となります。また、教育・保育給付認定の1号認定を受けている子どもについても、市区町村民税所得割額77,101円未満の世帯が免除対象となります。
- ②:保育所・幼稚園等を利用する兄姉(※)が2人以上いる子ども(国基準)
 - ※ 教育・保育給付認定の1号認定を受けている子どもについては、小学校1年生から3年生の間の兄姉も含めて2人以上いる子どもが免除対象となります。

教育・保育給付2号認定子ども

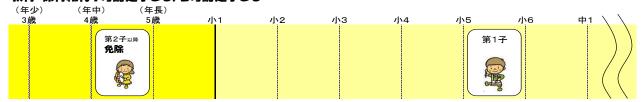


教育・保育給付1号認定子ども



③:①②以外の生計を一にする兄姉がいる子ども(市基準)*枚方市独自の多子カウント*

教育・保育給付1号認定子ども、2号認定子ども



【重要】生計を一にする兄姉がいる場合でも、未申告等により副食費免除の算定に必要な方の市民税額が確認できない場合は対象外となります。本誌1ページをご参照いただき、すみやかにお手続きを行ってください。

副食費徴収免除の算定

※令和6年度分市区町村民税所得割額は、令和6年度税制改正における**定額減税後**の額を算定の基礎とします。

- (1) 副食費徴収免除は、4月分から8月分までは「前年度分」の父母市区町村民税額を基礎として、9月分から3月分までは「当該年度分」の父母市区町村民税額を基礎として算定します。市区町村民税額の修正申告があり、その旨の申し出があった場合は更生決定処分日の翌月から算定の基礎を変更します。
- (2) ひとり親世帯で祖父母と同居の場合や別居でも祖父母が父又は母を扶養している場合等は、父又は母の給与収入が103万円未満かつ祖父又は祖母の年収が300万円以上の場合は、いずれか高い方を世帯員に含めて算定します。祖父又は祖母の年収が300万円以上の場合で、父又は母が今後も月額86,000円以上の収入が見込まれる場合については、86,000円以上の連続した3ヶ月分の収入実績を証する書類(就労証明書等)の提出および副食費徴収免除算定変更の申し出を行えば、当該年度に限り、直近の実績月の翌月分から変更します。
- (3) 副食費徴収免除の算定について、再算定の申し出があった年度内分に限り、遡って再算定します。

【問い合わせ先】